平成２８年（フ）第３６号
滋賀県犬上郡多賀町大字南後谷33番地
債務者　前川　裕子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第５６号
兵庫県姫路市伊伝居31番地18
債務者　菊池　昭夫
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２８号
山口県下関市川中豊町４丁目１番Ａ－407号県営住宅、前住所愛知県高浜市八幡町５丁目６番地６
債務者　**德**永　幸博
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
福岡県久留米市諏訪野町2170番地12　北原ハイツ207号、前住所福岡県久留米市荒木町荒木1980番地51
債務者　藤本日出美（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２５号
福岡県久留米市御井町2060番地２　フラワービレッジＢ102号、前住所福岡県久留米市荒木町藤田1241番地２　宮崎コーポ108号
債務者　大塚　隆輔
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３７号
福岡県久留米市梅満町19番地１　ソロンＢＬＤ梅満１棟201号、前住所福岡県久留米市合川町1294番地３　パラッツオＡ棟201号
債務者　荻迫　未香
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３号
宮崎県都城市妻ケ丘町30街区19号
債務者　中原御代子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２１号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓546番地
債務者　植村　　創
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２２号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓546番地
債務者　植村久美子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第４８号
鹿児島県鹿児島市喜入町6078番地30
債務者　京　　礼子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３号
北海道苫小牧市字勇払44番地の29　メゾンピュービルⅢ202
債務者　齊藤　崇一
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２７号
北海道苫小牧市桜木町４丁目６番18号　丹羽アパート２階
債務者　長谷川秀太
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３０号
北海道苫小牧市新開町１丁目12番10号
債務者　伊藤　春香（旧姓坂上）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第９号
富山県氷見市地蔵町７番32号
債務者　津久田太一
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２３号
三重県員弁郡東員町大字北大社235番地
債務者　髙木　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
三重県員弁郡東員町大字北大社235番地
債務者　髙木　一男
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
三重県四日市市浮橋１丁目６－10、住民票上の住所三重県伊勢市中須町848番地５
債務者　谷田小百合（旧姓野呂）
1　決定年月日時　平成28年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係